

はじめる？

はじめる！

ワークライフ バランス 読本

仕事と育児・家庭の
両立支援って何？

女性の活躍推進って
どうするの？

目次

P.02 仕事と育児・家庭の両立支援、
女性の活躍推進とは

P.04 一般事業主行動計画を
策定しましょう

P.06 県の支援制度

P.10 国の支援制度等

P.12 妊娠・出産・子育て時に
活用できる法定制度

P.14 両立支援や女性活躍に
取り組む企業

・秋田県子ども・子育て支援
知事表彰

・秋田県女性の活躍推進
企業表彰

P.18 脱少子化モデル企業

男女ともに子育てしながら働きやすい職場づくりや
女性が個性と能力を発揮できる環境づくりに取り組むことは
企業・従業員の両方にメリットがあります

秋田県

仕事と育児・家庭の両立支援、女性の活躍推進とは

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の活躍推進の実現に向けて、本書では、企業における仕事と育児・家庭の両立支援と女性の活躍推進について、本県の現状や取組によるメリット、県、国の支援制度等をご紹介します。

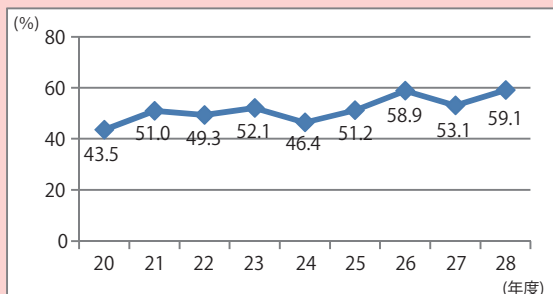
? 仕事と育児・家庭の両立支援

従業員が仕事と育児・家庭の両立を図り、安心して働けるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

「子の看護休暇」や「年次有給休暇」の時間単位付与等の利用しやすい柔軟な休暇制度の導入や、「ノー残業デー」の実施による所定外労働の削減など、企業の実情や従業員の生活形態に応じた取組を推進していくことが重要です。

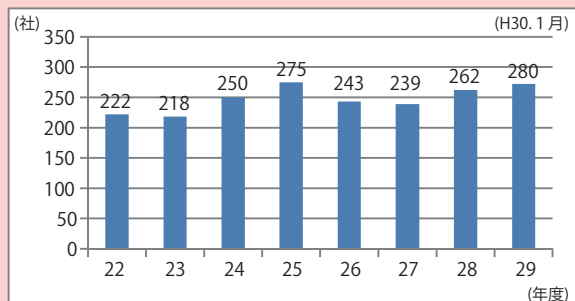
● 県内企業の取組状況

両立支援のために何らかの支援・措置を行っている事業所の割合



「労働条件等実態調査」(県雇用労働政策課)

次世代法に基づく一般事業主行動計画策定企業数
(従業員数100人以下の企業)



(厚生労働省)

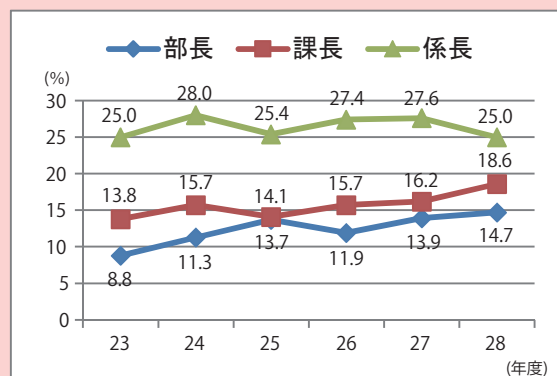
? 女性の活躍推進

すべての働く女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

女性の採用拡大や管理職登用、勤続年数の伸長など、企業の実情や課題に応じた取組を推進していくことが重要です。

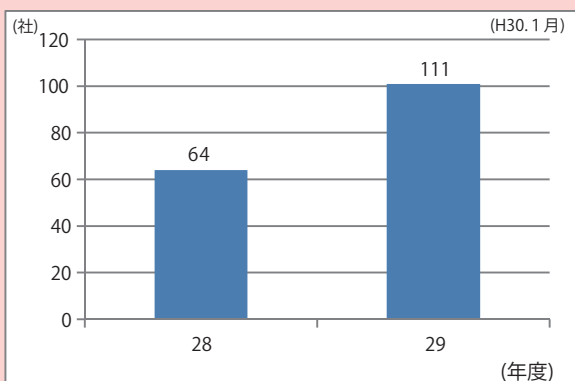
● 県内企業の取組状況

民間事業所の女性管理職の割合



「労働条件等実態調査」(県雇用労働政策課)

女活法に基づく一般事業主行動計画策定企業数
(従業員数300人以下の企業)



(厚生労働省)

※このガイドブックでは、次の法律を略称で記載しています。

- ・次世代育成支援対策推進法（略称：次世代法）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（略称：女活法）

仕事と育児・家庭の両立支援や女性の活躍推進に取り組むことには、企業、従業員それぞれにとって様々なメリットが期待できます。

●両立支援や女性の活躍推進に取り組むことのメリット

	企 業	従業員
両立支援	・従業員や従業員の家庭を大切にする企業というイメージアップにつながり、優秀な人材の確保につながる ・従業員の休暇等に対応するため、業務内容の見直しや効率の良い進め方につながる。また、複数業務をこなせる従業員の育成や能力の開発につながる ・私生活の充実により従業員が「やる気」や「新たな視点」を持った従業員へと成長する ・従業員の健康を重視する健康経営を推進することで、企業の生産性向上につながる	・育児や家事をこなしたり、生活を楽しんだり、私生活を充実させることで仕事も意欲的になれる ・育児や家事を通じて、時間の管理や物事を予測するなどのマネジメント・リスク管理の能力が身につく ・休暇の取得等により、心身のリフレッシュや家族との絆を深める機会になる
女性の活躍推進	・女性従業員の採用や職域拡大、管理職への登用によりモチベーションアップや新たな視点での商品開発につながる ・女性従業員の勤続年数が伸長し、採用と教育コストの削減につながる ・男性も女性も働きやすい職場というPRになり、優秀な人材の確保につながる	・自らの個性と能力を生かした働き方ができるようになる ・男性に偏った評価・登用がなくなり、昇進の機会が増える ・仕事と育児・家庭との両立ができ、継続した就業につながる

女性活躍・両立支援をサポートするセンターができました！

女性活躍の推進と両立支援にワンストップで対応できる「あきた女性活躍・両立支援センター」を開設します。支援事業の周知や個別相談への対応など、企業へのサポートを総合的に実施します。

開設時期

平成30年6月（予定）

業務内容

- 法制度や支援事業の周知
- 軽易な相談への対応
- 専門アドバイザーの派遣申請受付など

お問い合わせ先

あきた女性活躍・両立支援センター
（秋田県商工会連合会内）
TEL 018-863-8491
FAX 018-863-8490



お気軽に
ご相談ください！

一般事業主行動計画を策定しましょう

●一般事業主行動計画とは

一般事業主行動計画（以下、「行動計画」という）は、下表のそれぞれの法律に基づき企業が従業員の仕事と子育ての両立又は女性の活躍推進を図るにあたって策定する計画のことです。

法律	両立支援	女性の活躍推進
	次世代法	女活法
概要	従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに関する取組を定めた計画	雇用している又は雇用しようとする女性に対する活躍の推進に関する取組を定めた計画

行動計画策定のポイント

行動計画には、以下の3点を定めます。

- ①計画期間：おおむね2～5年間の範囲
- ②目標：設定のポイントは下表のとおり
- ③目標達成のための対策（取組）及びその実施時期

両立支援	女性の活躍推進
育児休業等制度の利用状況や子育て中の従業員数など、自社の現状や従業員のニーズを踏まえ、満足度が高まるような目標を設定しましょう。	自社の女性の活躍に関する状況を把握した上で、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定しましょう。 ※1つ以上の数値目標が必要

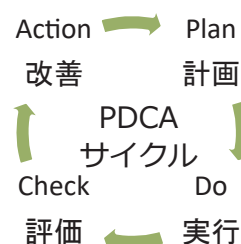


策定から実施までの手順



行動計画の実施後

目標の達成状況や対策（取組）の実施状況を確認し、結果をその後の対策（取組）や行動計画に反映させ、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを確立させましょう。



行動計画を公表し、自社の取組を広くPR！

行動計画の公表は自社の取組を広く周知するもので、求職者の企業選択に活用されるなどの効果が期待されます。また、自社の従業員に対しても、行動計画を周知することが大切です。

行動計画の公表	従業員への周知
・自社のウェブサイト ・『女性の活躍・両立支援総合サイト』⇒（厚生労働省）  行動計画を策定している企業の計画内容は、こちらからご覧いただけます。	・自社の掲示板等への掲示 ・書面による交付 ・電子メールによる送信 など

<行動計画の届出やお問い合わせ>

秋田労働局 雇用環境・均等室

〒010-0951

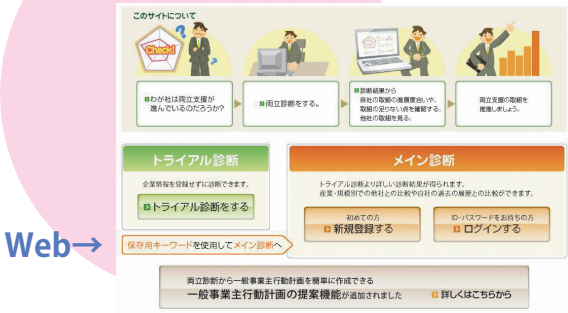
秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎4階

TEL 018-862-6684 FAX 018-862-4300

行動計画策定のためのお役立ち情報

両立診断サイト（両立支援）

企業における両立支援の取組状況を診断するWebサイトです。診断から得られた結果を踏まえ、目標例が提案されるサービスも利用できます。



策定支援マニュアル（女性の活躍推進）

女活法に基づき、簡単な「状況把握」・「計画策定」の手法例やアウトプットイメージ等を示したものです。



詳しくは

両立診断サイト

（両立支援のひろば内）



行動計画策定支援ツール

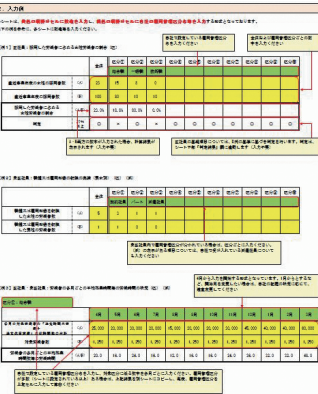
- 策定支援マニュアル
- 入力支援ツール



（ポジティブ・アクション情報ポータルサイト内）

入力支援ツール（女性の活躍推進）

上のマニュアルで示された手法のうち、一つの手法に基づき、課題分析のために必要なデータの入力を支援するものです。



次世代法と女活法に基づく行動計画は、次のような違いが！

	次世代法	女活法
状況把握・課題分析の必須項目	必須項目はありませんが、自社の現状や従業員のニーズを把握し、課題を分析しましょう	1 採用した従業員に占める女性の割合 2 男女の平均継続勤務年数の差異 3 従業員の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況 4 管理職に占める女性従業員の割合
数値目標	数値目標は必須ではない	1 1つ以上の数値目標が必須
公表・周知	外部への公表、従業員への周知	
策定の届出	秋田労働局雇用環境・均等室へ届出	
認定（詳細はP11）	くるみん・プラチナくるみん	えるぼし

県の支援制度

専門アドバイザーの派遣

一般事業主行動計画の策定や目標達成のための課題解決支援、「えるぼし」「くるみん」認定の取得等を目指す企業へのコンサルティング等、社会保険労務士等が専門知識を生かしてアドバイスします。

対象企業

- (女活法)
- ・ 常時雇用労働者数300人以下の秋田県内に本社がある企業 (次世代法)
 - ・ 常時雇用労働者数100人以下の秋田県内に本社がある企業

ほか

助言内容

- ・ 自社の実態や課題把握の方法
- ・ 行動計画策定・届出のための取組
- ・ 両立支援や女性の活躍推進のメリット、県の助成事業

◆派遣の流れ



入札参加資格審査での加点

県では、県が発注する建設工事の競争入札に参加するための資格（入札参加資格）の審査を行っていますが、次の重点対象項目に該当する場合は、両立支援や女性の活躍推進に取り組む建設業者に対して加点評価する措置を講じています。

平成31・32年度適用審査

※審査手続きは平成30年度中に実施予定

重点対象項目		加 点 内 容	点数
1	次世代法に基づく行動計画	次世代法に基づく行動計画を策定し、労働局へ提出済	5
2	女活法に基づく行動計画	女活法に基づく行動計画を策定し、労働局へ提出済	5
3	①女性の登用	女性の役職者数（係長相当職以上）が10%以上増加、もしくは役職者に占める女性の割合が30%以上であること	①～④のうち 2つ以上に 該当した場合、 10
	②男性の育休実績	過去3事業年度中に、10日以上の子育休を取得した男性従業員が1名以上いること	
	③仕事と家庭の両立	育児・介護休業法に規定する内容を上回る制度等について、以下のいずれかを導入していること	
		ア 育児休業について、満1歳以上の子（父母がともに育児休業を取得する場合には、満1歳2カ月以上の子）を対象にし、かつ一定の場合には満2歳以上の子も対象にしていること	
		イ 育児をする従業員について満3歳以上の子も対象にした勤務時間の短縮等を措置していること（1から6のいずれか1つ以上に該当すること）	
		1 勤務時間の短縮 2 フレックスタイム制 3 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 4 所定外労働をさせない制度 5 事業所内の託児施設の設置 6 育児に関する経費の援助措置	
		ウ 小学校就学前の子を養育する従業員の看護休暇について、子が1人であれば1年に6日以上、子が2人以上であれば1年に11日以上の子育休を付与していること	
		エ 介護休業について、要介護状態にある対象家族1人につき、通算して（延べ）93日間を超える期間又は3回を超える分割取得を対象にしていること	
		オ 介護休暇について、要介護状態にある対象家族が1人であれば1年に6日以上、対象家族が2人以上であれば1年に11日以上の子育休を付与していること	
		カ 介護する従業員について、介護休業とは別に、利用開始から3年の間に2回を超える回数を対象とした勤務時間の短縮等を措置していること（1から4のいずれか1つ以上に該当すること）	
		1 勤務時間の短縮 2 フレックスタイム制 3 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 4 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準じる制度	
	④職場環境	会社の方針として、女性の能力の活用も不可欠である旨の考えがあり、その考え方が明文化され、管理職をはじめ、従業員に周知されていること	

※県の物品供給等についても、別途加点制度があります。

女性活躍・両立支援関連の助成金

両立支援や女性の活躍推進を促進するため、子育てや女性が活躍しやすい環境づくりなどに取り組む中小企業に対して助成します。

女性活躍・両立支援実践企業奨励事業

①女性活躍・両立支援実践奨励コース

- 所定外労働の削減や多様な休暇制度の導入など、両立支援や働き方の見直しの環境づくりに取り組んでいること
- 子どもお仕事参観日やインターンシップの開催など、国の行動計画策定指針で示す取組を原則2つ以上実施すること など

②「えるぼし」「くるみん」認定取得促進コース

- 「えるぼし」又は「くるみん」の認定基準の適合に向けた取組を実施し、認定基準の一部に適合すること など

助 成 額

1企業につき **20万円（定額・1回限り）**

企業要件

- ・ 女活法または次世代法に基づく行動計画を策定し、秋田労働局に届出していること
- ・ 常時雇用労働者数300人以下の秋田県内に本社がある企業
（①に限り次世代法対象企業は100人以下）

中小企業女性登用・職域拡大支援事業

①女性従業員資格取得支援コース

- 女性従業員の管理職登用等に資する資格取得に要する受験料、受講料ほか

②働きやすい職場づくり推進コース

- 女性従業員の働きやすい職場づくりを目的とした社内研修会の開催、外部研修会への派遣等に要する経費

補助率等

補助対象経費の1/2（上限額 15万円）

企業要件

常時雇用労働者数300人以下の秋田県内に本社がある企業 など

◆助成金支給までの流れ



※上記以外にも要件があります。詳細はお問い合わせください（連絡先は裏表紙）

あきた県庁出前講座（仕事と家庭の両立支援、男女共同参画の推進）

両立支援に関する法制度や男女共同参画の推進などについて紹介する講座です。

開催回数

原則年 1 回

対 象

どなたでも

所要時間

約 1 時間

開催場所

職場の会議室や休憩室など



出前講座の様子

ワーク・ライフ・バランスをすすめる環境づくり

モデル企業の取組を発信中！

「子どもお仕事参観日」の実施や、「年次有給休暇の柔軟な取得」など働き方の見直しにより、両立支援の意識醸成や、子育て世代の従業員への支援に取り組んでみませんか。

県内の企業・団体において様々なかたちで実践されています。

お仕事参観日

◆実施例◆

ホームテック株式会社（秋田市）

年に一度、従業員とその家族が集まる社内イベントがあり、今年はそれにあわせて参観日を開催。

参観日は社の理念である“従業員の物心両面の幸福を追求する”とも合致し、参加した子どもたちも親の仕事に興味を持ってくれたようなので、毎年の行事にしたいですね。



パパからショールームの説明中



女性にも子育て/パパにもやさしい職場づくりの取組

働き方の見直し

～柔軟な休暇制度～

◆実施例◆

社会福祉法人水交会（美郷町）

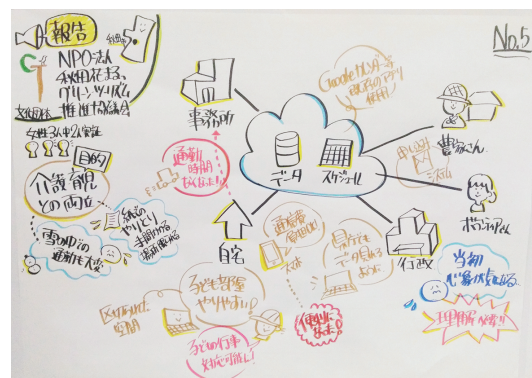
従業員のモチベーションアップは福祉サービスの要。男性の育休取得を含め、子育てだけでなく介護などにも配慮した休暇制度導入の取組で職場の雰囲気も明るくなり、離職者の減少にも役立っています。



テレワーク

◆実施例◆ NPO法人秋田花まるっグリーン ・ツーリズム推進協議会（秋田市）

従来の顧客対応業務を見直すとともに労務管理制度を変更し、自宅等の事務所外でも働ける環境を整備することで、勤務場所や勤務時間による制約を受けずに、子育てや介護をしながらも働き続けられる柔軟な働き方に取り組みました。



グラフィックレコーディングによる取組のまとめ

新しい働き方…「あきたテレワーク」

平成 28～29 年度、企業における仕事と育児・家庭の両立支援をさらに応援するため、新しい働き方の普及・啓発を目的に、モデル企業を対象とした ICT の活用によるテレワークの試行導入を行いました。

試行は上記のほか次の4社で行い、導入計画策定や ICT 環境整備のガイドラインを作成しました。皆様の職場でも、新しい働き方のひとつとしてテレワークの導入を考えてみませんか。

- (株)シースマイル（大館市、医療・福祉）
- (株)工ポックコミュニケーションズ（秋田市、広告業）
- 廣瀬産業(株)（由利本荘市、製造業）
- (株)村岡組（横手市、建設業）

ガイドライン等はこちらからダウンロードできます→



イクボス、増えてます

「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自ら仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指します。男性管理職に限らず、女性管理職も対象です。（NPO 法人ファザーリング・ジャパン イクボスプロジェクト ウェブサイトより）

企業のトップによる「イクボス宣言」は、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現と、企業のイメージアップにつながります。県内企業等における「イクボス宣言」は行われて日が浅いですが、宣言企業等からは職場環境の変化を感じているという声も！

県内のイクボス宣言企業等

平成30年1月末現在 県次世代・女性活躍支援課調べ

秋田市イクボス企業同盟	北日本コンピューターサービス(株)	(社)はまなす会	(社)いなかわ福祉会
(社)愛心会 愛心苑	(医)杏仁会 居宅介護支援センター	(株)プライムアシスタンス 秋田センター	こまち農業協同組合
(公財) 秋田観光コンベンション協会	(医)杏仁会 御所野ひかりクリニック	(株)プレステージ・インターナショナル 秋田BPOキャンパス	羽後信用金庫湯沢支店
(株)秋田キャッスルホテル	(医)杏仁会 ショートステイ杏	(株)北都銀行	羽後信用金庫稲川支店
秋田活版印刷(株)	(株)きららホールディングス	マックスバリュ東北(株)	(社)みなせ福祉会
秋田協同印刷(株)	(株)ケアハウスShinショートステイ東通	松澤電気工事(株)	(株)ロイヤルパソコンシステム
(株)秋田銀行	(株)さくら技研	(有)ライフ・ワーク	北日本索道(株)
(株)秋田ケーブルテレビ	(有)次元	(有)ルーク	(株)北都銀行湯沢支店
秋田県信用組合	(地独)市立秋田総合病院	吉田ビニール(株)	(株)北都銀行湯沢北支店
(大)秋田公立美術大学	(株)住建トレーディング	リコー・ジャパン(株) 秋田支社	(株)北都銀行稲川支店
(同)あきたこまちネット	住友生命保険(相) 秋田支社	リネシス(株)	(株)北都銀行横堀支店
(社)秋田市社会福祉協議会	(医)正観会 御野場病院	計 54 社	湯沢商工会議所
(株)アキタシステムマネジメント	損害保険ジャパン日本興亜(株) 秋田支店		秋田木工(株)
(株)秋田住宅流通センター	太平ビルサービス(株) 秋田支店	ゆざわイクボス応援団	計 21 社
秋田製錬(株)	(株)ダイヤプラザ	(株)和賀組	
(株)あきたタウン情報	大和リース(株) 秋田支店	(株)松田	男鹿市
秋田日産自動車(株)	東北電力(株) 秋田支店	特別養護老人ホーム 平成園	(株)アマン
ALSOK秋田(株)	(社)ともしび会	湯沢郵便局	(医)柔心会
イオンモール秋田	中田建設(株)	湯沢ロイヤルホテル	(社)男鹿衛生会
伊藤工業(株)	日本政策金融公庫 秋田支店	(有)佐藤養助商店	計 3 社
(株)オートバックス秋田	(医)白鷺会 白根病院	(株)秋田銀行湯沢支店	
(同)オルウィーブ	(株)長谷駒組	(株)丸臣高久建設	



企業等に加え、自治体や団体等による「イクボス宣言」も増加しています。

秋田市



平成 28 年 11 月 22 日の穂積市長によるイクボス宣言を契機に、平成 29 年には課長級以上の管理職、市内の企業がイクボス合同宣言を行ったほか、「秋田市イクボス企業同盟」を結成しました。

男鹿市



平成 28 年 6 月 13 日に、渡部市長（当時）と特別職、管理職員、市内の民間企業がイクボス共同宣言を行いました

大仙市



平成 29 年 9 月 22 日に、老松市長や管理職員らがイクボス宣言を行ったほか、宣言前には講演会を開催しました。

湯沢市



平成 28 年 9 月 11 日に、斉藤市長（当時）と市内2つの商工会の代表者がイクボス促進共同宣言を行ったほか、平成 29 年には「ゆざわイクボス応援団」を結成し、鈴木市長と加入事業所がイクボス行動宣言を行いました

秋田県



平成 29 年 10 月 5 日に開催した「ワーク・ライフ・バランス推進フォーラム2017」にて、佐竹知事と教育長、県警本部長ほか各業界トップによるイクボス共同宣言を行いました。

秋田県医師会・秋田大学医学部



平成 28 年 1 月 9 日に、秋田県医師会長、秋田大学医学部長、秋田大学医学部附属病院長、同看護部長が医療業界では全国初のイクボス宣言を行いました。

国の支援制度等

両立支援等助成金

企業による仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に対する、国の支援事業をご紹介します。

両立支援

◆出生時両立支援コース

男性従業員が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性従業員に一定の育児休業を取得させた事業主に対し助成します。

◆介護離職防止支援コース

「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づき職場環境整備に取り組むとともに、介護に直面する労働者の「介護支援プラン」を策定及び導入した事業主に対し助成します。

- ①対象労働者が介護休業を1カ月以上取得し、復帰した場合
- ②対象労働者が介護のための勤務制限制度を3カ月以上利用した場合

◆再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産育児又は介護を理由として退職した者が就業可能となったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対し助成します。

◆育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・現場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に対し助成します。

- ①育休取得時 ②職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合

- ③代替要員確保時

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ休業取得者を原職等に復帰させた場合

- ④職場復帰後支援

法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入・運用した場合

◆女性活躍加速化コース

女活法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及びその達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に対し助成します。

女性の活躍推進

また、右記の認定を取得した場合には、次の支援を受けられる場合があります。



公共工事等における加点点評価

両立支援

女性の活躍推進

各府省等が総合評価落札方式または企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、次世代法に基づく認定を受けた企業（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、女活法に基づく認定を受けた企業（えるぼし認定）などを加点点評価するよう定められました。

地方公共団体も国に準じた取組を実施するよう努めることとされています。

なお、秋田県では総合評価落札方式による公共工事等で、以下のとおり評価項目が追加されています。

企業の雇用に関する姿勢

秋田県総合評価落札方式運用の手引き（秋田県建設部技術管理課）より抜粋

評価内容	評価基準	基準配点	得点
ワークライフバランス企業認定等の有無	次のいずれかの認定等がある場合に評価する。 ・男女イキイキ職場宣言 ・えるぼし認定 ・男女共同参画社会づくり表彰 ・くるみん認定 ・秋田県子ども・子育て支援知事表彰 ・ユースエール認定 ・秋田県女性の活躍推進企業表彰 ・ベビーウェーブ・アクション会長表彰		—
	a. いずれか2つ以上の認定等実績有り	1.0	1.0
	b. いずれか1つの認定等実績有り	0.5	
	c. 認定等の実績無し	0.0	

子育てサポート企業（次世代法に基づく認定）

行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業は厚生労働大臣から認定（くるみん認定）を受けることができます。

秋田県内では次の22企業が認定を受けています。（平成29年12月末現在）

また、くるみん認定を取得した企業のうち、より高い水準の取組を行った企業は、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

（認定に関わる詳細は、秋田労働局へお問い合わせください。）

【認定企業】

企業名	業種	所在地	認定年(平成)
株式会社 カミテ	製造業	小坂町	19
株式会社 秋田魁新報社	情報通信業	秋田市	21,24
社会福祉法人 阿仁ふくし会	医療・福祉	北秋田市	21
社会福祉法人 県南ふくし会	医療・福祉	大仙市	21
医療法人 正和会	医療・福祉	潟上市	23
医療法人 久盛会	医療・福祉	秋田市	24,27,29
古城建設 株式会社	建設業	秋田市	25
社会福祉法人 いなか福祉会	医療・福祉	湯沢市	25
秋田中央交通 株式会社	運輸業	秋田市	25
むつみ造園土木 株式会社	建設業	秋田市	25
医療法人 仁政会	医療・福祉	潟上市	25
株式会社 菅与	農業	横手市	26
医療法人 秋田愛心会	医療・福祉	三種町	26
医療法人 運忠会	医療・福祉	秋田市	26
社会福祉法人 羽後町保育会	医療・福祉	羽後町	27
株式会社 北都銀行	金融業	秋田市	27
社会福祉法人 水交会	医療・福祉	美郷町	28
社会福祉法人 比内ふくし会	医療・福祉	大館市	28
社会福祉法人 雄勝福祉会	医療・福祉	湯沢市	28
国立大学法人 秋田大学	教育・学習支援業	秋田市	28
マックスバリュ東北 株式会社	卸売・小売業	秋田市	29
株式会社 東北フジクラ	製造業	秋田市	29



【認定マーク】
（愛称：くるみん）



【認定マーク】
（愛称：プラチナくるみん）

えるぼし認定企業（女活法に基づく認定）

行動計画の策定・届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣から認定（えるぼし認定）を受けることができます。

認定の評価項目は次の5つです。

- ①採用 ②継続就業 ③労働時間等の働き方
④管理職比率 ⑤多様なキャリアコース

評価項目を満たす項目数に応じて、認定の段階が決まります。

（認定基準の詳細は、秋田労働局へお問い合わせください。）

くるみんやえるぼし認定を取得するメリットは？

- 認定マークを広告や商品などに使用することで、子育てや女性の活躍推進を応援する企業であることをPRできます。
- 認定企業であることのPRにより、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながることが期待できます。



【認定マーク】
（愛称：えるぼし）